



米に関する 食品表示



生産者向け

袋や容器に入った玄米及び精米を、一般消費者向けに販売する場合は、食品表示基準に基づいた表示が必要です。

また、販売などの米穀等の取引をした場合は、米トレーサビリティ法により、取引等の記録の作成・保存と、産地情報の伝達が必要です。

農産物検査法による証明を受けた場合

「精米」「玄米」「もち精米」「うるち精米」「胚芽精米」のいずれかを表示します。

<表示例1> 産地、品種、産年の全てが同一であるとき

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米（農産物検査証明済）		
	岡山県産	あきたこまち	3年産
内 容 量	2 k g		
精 米 時 期	令和3年〇月〇旬 又は 令和3年〇月〇日		
販 売 者	株式会社〇〇〇ライス 岡山県〇〇市〇〇2-4-6 TEL 086-〇〇〇-〇〇〇〇		

「品名」でも可能です。

品種登録等をされた品種名を記載します。

精米時期は、原料玄米を精白した年月旬（上旬 / 中旬 / 下旬）又は年月日を記載します。

住所は都道府県名から番地まで表示します。また、販売者の電話番号も必須です。

<表示例2> 産地、品種、産年のいずれかが1つでも異なるとき

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米			
	国内産			10割
	岡山県産	コシヒカリ	3年産	8割
	岡山県産	ヒノヒカリ	3年産	2割
	農産物検査証明による			
内 容 量	5 k g			
精 米 時 期	令和3年〇月〇旬 又は 令和3年〇月〇日			
販 売 者	株式会社〇〇〇ライス 岡山県〇〇市〇〇2-4-6 TEL 086-〇〇〇-〇〇〇〇			

単一原料米以外は使用割合の表示が必要です。

- ・単一原料米とは、産地、品種、産年の全てが同一であり、その根拠を示す資料を保管している原料玄米のことです。
- ・複数原料米とは、産地、品種、産年が同一ではない、又はその根拠を示す資料を保管していない原料玄米のことです。複数原料米以外にブレンド米、ミックス米、混合米等と記載することができます。
- ・産地、品種及び産年を表示する場合の根拠となる情報の確認方法を表示できます。
- ・根拠を示す資料の保管期間は調製年月日又は精米年月日から3年間となります。
- ・「新米」の表示は原料玄米が生産された年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米又は精米にのみ認められます。

農産物検査による証明を受けていない場合

<表示例3> 自ら産地、品種及び産年の根拠資料を保存しており、その確認方法を表示するとき

名称	玄米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米（〇〇ライスの自主基準による確認済） 岡山県産 朝日 3年産		
内容量	3kg		
調製時期	令和3年〇月〇旬 又は 令和3年〇月〇日		
販売者	株式会社〇〇〇〇 岡山県〇〇市〇〇2-4-6 TEL 086-〇〇〇-〇〇〇〇		

玄米は「調製時期」とします。
精米時期及び調製時期の異なるものを混合した場合は、最も古い時期を記載します。

※ 当社の自主基準では、種子の購入記録及び生産記録の確認を行っています。

● 産地、品種及び産年を表示する場合の根拠を示す資料

産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いのないことを示す資料を保管する必要があります。

● 生産段階の資料（次の①又は②）

- ① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書
- ② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、ア及びイ
ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種苗の購入記録等）
イ 全体の作付状況等に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等）

● 流通実態に応じた資料（生産段階の資料①又は②に加えて次の③及び④）

- ③ 原料米穀の産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書等
- ④ 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等）

<表示例4> 米トレーサビリティ法による伝達（産地情報のみ）を受けて販売するとき

名称	産地	品種	産年	使用割合
	原料玄米	複数原料米		
	国内産			10割
	〔岡山県産（米トレーサビリティ法による伝達）			10割〕

- ・ 米トレーサビリティ法では産地情報のみ伝達され、品種、産年の記録が確認できないので複数原料米と表示します。
- ・ 食品表示基準の改正により、農産物検査の証明を受けていない精米及び玄米は未検査米とは表示せず、単一原料米又は複数原料米と表示することになりました。（未検査米と表示することはできません。）

米トレーサビリティ法について



米トレーサビリティ法とは

- ・米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ・産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務づける法律です。

米や米加工品を取引、事務所間の移動（購入・販売に係らない移動）、及び廃棄等を行った場合、米トレーサビリティ法により、取引記録の作成・保存（原則3年間）及び産地情報の伝達が必要です。紙媒体、電子媒体いずれでも可能です。これらが守られていない場合、罰則規則が適用されます。

対象品目は、
・米穀（もみ・玄米・精米・ふるい下米等）
・米粉や米こうじ等の中間原材料
・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、
単式蒸留しょうちゅう、みりん 等
対象者は、対象品目の購入、販売、輸入、
加工、製造又は提供の事業を行う全ての方。
もちろん、生産者もです。



生産者

- ・購入記録の作成・保存
- ・出荷記録の作成・保存

産地情報を伝達！

卸売業者 製造業者

- ・入荷記録の作成・保存
- ・出荷記録の作成・保存

産地情報を伝達！

小売業者 外食業者等

- ・入荷記録の作成・保存

産地情報を伝達！

産地情報が
分かる！

消費者



実際の取引で取り交わす伝票類（納品書等、帳簿でも可）において、次の事項を記録する必要があります。

①名称（取引において通常用いる名称）②産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先名⑥搬入・搬出場所 ⑦用途（加工用、飼料用、米粉等の用途を限定する場合はその用途）

<お問い合わせ先>

農林水産部農産課
備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課
備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課
美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課

[TEL:086-226-7422](tel:086-226-7422)

[TEL:086-233-9827](tel:086-233-9827)

[TEL:086-434-7032](tel:086-434-7032)

[TEL:0868-23-1305](tel:0868-23-1305)

令和3年12月発行